

(その1)

収支報告書

令和6年分

() 開催分

(ふりがな)

こくみんみんしゅとうとうきょうとだいにじゅうはちくそうしふ

1 政治団体の名称 国民民主党東京都第28区総支部

2 主たる事務所の所在地 東京都練馬区桜台4-1-11

オリンピックマンション桜台第2 104

3 代表者の氏名 (姓) (名)
奥村 祥大

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
奥村 祥大

事務担当者の氏名

(姓) (名)
奥村 祥大

(電話) 070-9008-3675

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党
☒ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類
(現職・候補者の別)
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 (姓) (名)
奥村 祥大
公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)
公職の候補者の氏名 (2人目) (姓) (名)
公職の種類
(現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名 (3人目) (姓) (名)
公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
済		✓



002430

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	5,170,906
(前 年 か ら の 繰 越 額)	38,906
(本 年 の 収 入 額)	5,132,000
支 出 総 額	5,165,345
翌 年 へ の 繰 越 額	5,561

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	国民民主党本部	400,000	R6/1/15	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
2	国民民主党本部	13,200	R6/1/15	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
3	国民民主党本部	400,000	R6/2/15	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
4	国民民主党本部	13,200	R6/2/15	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
5	国民民主党本部	400,000	R6/3/15	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
6	国民民主党本部	13,200	R6/3/15	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
7	国民民主党本部	400,000	R6/4/15	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
8	国民民主党本部	13,200	R6/4/15	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
9	国民民主党本部	400,000	R6/5/15	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
10	国民民主党本部	13,200	R6/5/15	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
11	国民民主党本部	400,000	R6/6/14	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
12	国民民主党本部	13,200	R6/6/14	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
13	国民民主党本部	400,000	R6/7/12	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
14	国民民主党本部	13,200	R6/7/12	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
15	国民民主党本部	400,000	R6/8/15	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
	こ の 頁 の 小 計	3,292,400			

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
16	国民民主党本部	13,200	R6/8/15	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
17	国民民主党本部	400,000	R6/9/13	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
18	国民民主党本部	13,200	R6/9/13	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
19	国民民主党本部	1,000,000	R6/10/4	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
20	国民民主党本部	400,000	R6/10/4	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
21	国民民主党本部	13,200	R6/10/4	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
22					
	こ の 頁 の 小 計	1,839,600			
	合 計	5,132,000			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	905,159	0	
(2) 光 熱 水 費	54,009	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	143,273	0	
(4) 事 務 所 費	1,492,988	0	
小 計	2,595,429	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	357,618	0	
(2) 選 挙 関 係 費	600,800	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,587,762	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	70,250	0	
イ 宣 伝 事 業 費	1,517,512	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	19,736	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	4,000	0	
小 計	2,569,916	0	
合 計	5,165,345		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		54,009				
合 計		54,009				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	両面テープ	15,807	R6/3/18	株式会社MonotaRO	大阪府大阪市北区梅田3-2-2 JPタワー大阪22F	
2	ワッポン、テープ	24,145	R6/9/24	株式会社MonotaRO	大阪府大阪市北区梅田3-2-2 JPタワー大阪22F	
3	ワッポン	12,045	R6/10/4	株式会社MonotaRO	大阪府大阪市北区梅田3-2-2 JPタワー大阪22F	
4	急速充電器	13,200	R6/10/14	コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町4-401-1	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		78,076				
合 計		143,273				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	契約金	77,500	R6/1/15	有限会社山一	東京都練馬区桜台4丁目1番11号	
2	事務所家賃2月分	90,000	R6/1/15	有限会社山一	東京都練馬区桜台4丁目1番11号	
3	月極駐車場3月分	25,000	R6/2/19	矢島産業株式会社	東京都練馬区桜台一丁目四四番十五号	
4	事務所家賃3月分	90,000	R6/2/19	有限会社山一	東京都練馬区桜台4丁目1番11号	
5	収支報告書作成代	59,730	R6/2/26	税理士法人TOKIZAWA & PARTNERS	東京都千代田区麹町3-5-2 BUREX麹町10階	
6	月極駐車場4月分	25,000	R6/3/19	矢島産業株式会社	東京都練馬区桜台一丁目四四番十五号	
7	事務所家賃4月分	90,000	R6/3/19	有限会社山一	東京都練馬区桜台4丁目1番11号	
8	月極駐車場5月分	25,000	R6/4/18	矢島産業株式会社	東京都練馬区桜台一丁目四四番十五号	
9	事務所家賃5月分	90,000	R6/4/18	有限会社山一	東京都練馬区桜台4丁目1番11号	
10	月極駐車場6月分	25,000	R6/5/17	矢島産業株式会社	東京都練馬区桜台一丁目四四番十五号	
11	事務所家賃6月分	90,000	R6/5/17	有限会社山一	東京都練馬区桜台4丁目1番11号	
12	月極駐車場7月分	25,000	R6/6/21	矢島産業株式会社	東京都練馬区桜台一丁目四四番十五号	
13	事務所家賃7月分	90,000	R6/6/21	有限会社山一	東京都練馬区桜台4丁目1番11号	
14	月極駐車場8月分	25,000	R6/7/17	矢島産業株式会社	東京都練馬区桜台一丁目四四番十五号	
15	事務所家賃8月分	90,000	R6/7/17	有限会社山一	東京都練馬区桜台4丁目1番11号	
16	月極駐車場9月分	25,000	R6/8/19	矢島産業株式会社	東京都練馬区桜台一丁目四四番十五号	
17	事務所家賃9月分	90,000	R6/8/19	有限会社山一	東京都練馬区桜台4丁目1番11号	
18	月極駐車場10月分	25,000	R6/9/13	矢島産業株式会社	東京都練馬区桜台一丁目四四番十五号	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
19	事務所家賃10月分	90,000	R6/9/13	有限会社山一	東京都練馬区桜台4丁目1番11号	
20	ウェブサーバー代	13,200	R6/10/3	エックスサーバー株式会社	大阪府大阪市北区大深町4-20 グランフロント大阪タワーA 32F	
21	月極駐車場11月分	25,000	R6/10/4	矢島産業株式会社	東京都練馬区桜台一丁目四四番十五号	
22	事務所家賃11月分	90,000	R6/10/4	有限会社山一	東京都練馬区桜台4丁目1番11号	
23	事務所撤去代	180,000	R6/12/17	株式会社ゴン	埼玉県戸田市笹目8-13-15	
24						
	そ の 他 の 支 出	37,558				
	合 計	1,492,988				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					サハ利用料等	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	ボネクタ利用料	66,000	R6/5/31	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1-11-11 グリー ンファンタジアビル7F	
2	ボネクタ利用料	39,600	R6/8/31	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1-11-11 グリー ンファンタジアビル7F	
3	ボネクタ利用料	52,800	R6/12/16	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1-11-11 グリー ンファンタジアビル7F	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		199,218				
合 計		357,618				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		2. 選挙関係費	
					公 認 料	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	公認料	600,000	R6/10/4	奥村祥大	東京都練馬区高松5丁目11番8号 ラ・ソレイユ104号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		800				
合 計		600,800				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
					チラシポスティング関連費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	チラシ作成代	30,250	R6/2/5	カチラボ	千葉県柏市若紫178-4 6F	
2	チラシデザイン代	18,000	R6/9/16	西山曜	東京都板橋区成増4-10-15-201	
3	ポスティング代	22,000	R6/9/25	社会福祉法人あかねの会	東京都練馬区春日町1-18-36	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		0				
合 計		70,250				

(その15)

行番号	(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
					チラシ・街宣車代等	
1	街宣車レンタル代 (1月)	55,000	R6/2/5	カチラボ	千葉県柏市若紫178-4 6F	
2	看板作成代	121,000	R6/2/5	カチラボ	千葉県柏市若紫178-4 6F	
3	ポスター上貼りシール	53,020	R6/3/19	株式会社アイエス	東京都練馬区大泉学園町7-14-25 アイエス大泉学園ビル	
4	街宣車レンタル代 (2月)	66,000	R6/3/19	カチラボ	千葉県柏市若紫178-4 6F	
5	街宣車レンタル代 (3月)	66,000	R6/4/18	カチラボ	千葉県柏市若紫178-4 6F	
6	チラシ制作費	18,568	R6/5/10	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F	
7	街宣車レンタル代 (4月)	66,000	R6/5/17	カチラボ	千葉県柏市若紫178-4 6F	
8	街宣車レンタル代 (5月)	66,000	R6/6/21	カチラボ	千葉県柏市若紫178-4 6F	
9	チラシ代	160,600	R6/6/21	カチラボ	千葉県柏市若紫178-4 6F	
10	街宣車レンタル代 (6月)	60,500	R6/7/17	カチラボ	千葉県柏市若紫178-4 6F	
11	チラシ代	160,600	R6/7/17	カチラボ	千葉県柏市若紫178-4 6F	
12	街宣車レンタル代 (7月)	60,500	R6/8/19	カチラボ	千葉県柏市若紫178-4 6F	
13	ポスター代	101,310	R6/8/19	株式会社アイエス	東京都練馬区大泉学園町7-14-25 アイエス大泉学園ビル	
14	のぼり作成代	56,500	R6/8/21	株式会社十二社	東京都新宿区西新宿4-29-6	
15	街宣車レンタル代 (8月)	66,000	R6/9/13	カチラボ	千葉県柏市若紫178-4 6F	
16	街宣車レンタル代 (9月)	66,000	R6/10/4	カチラボ	千葉県柏市若紫178-4 6F	
17	ポスター作成代	71,500	R6/10/11	カチラボ	千葉県柏市若紫178-4 6F	
18	ポスター作成代	176,000	R6/10/11	カチラボ	千葉県柏市若紫178-4 6F	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					チラシ、街頭宣伝車代等	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
19						
	そ の 他 の 支 出	26,414				
	合 計	1,517,512				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					書籍代	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		19,736				
合 計		19,736				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
					会 費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		4,000				
合 計		4,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 ²⁷~~25~~日

政治団体の名称 国民民主党東京都第28区総支部

会計責任者の氏名 奥村 祥大

代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

令和 7 年 5 月 26 日

国民民主党東京都第 28 区総支部

代表 奥村祥大 殿

登録政治資金監査人

倉澤 毅

登 録 番 号

第 204 号

研 修 修 了 年 月 日 平成 20 年 12 月 18 日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、国民民主党東京都第 28 区総支部の令和 6 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、国民民主党東京都第 28 区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

国民民主党東京都第 28 区総支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、国民民主党東京都第 28 区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上